

令和8年度 下新庄小学校いじめ防止基本方針

(令和3年4月改正)

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条 いじめは、全ての学校・児童等に起こりうる問題であるという認識に基づき、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導部長他、校長が指名する職員・担当者・養護教諭・(カウンセラー)等によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は、児童や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取り組み (hyper-QU等の活用)
- ② いじめの状況把握及び分析 (チェックシート・いじめアンケート)
- ③ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤ いじめを行った児童に対する指導
- ⑥ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ その他いじめの防止に係ること

※委員会は、毎月1回定期的に開催する。(生活指導部会との連携)

※いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

【具体的取組】

【通常業務】 未然防止・実態把握の取組み	【緊急時】 いじめ事案発生時の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○実態把握チェックシート・アンケートの実施・分析・作成 ○定期的な職員間での情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等） （事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修・ネット対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急いじめ防止対策委員会の開催（教育委員会・警察等関係機関との連携） ○事例に係る指導方針の決定と具体的な取組みの提示・周知（いじめ防止対策委員会が取組み全体の中心となって組織的な対応する） ○専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮） ○保護者・家庭との連携 ○サポートチームの対応策検討 緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施，生命尊重の教育の実施

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は，平成26年6月1日から施行する。

尚，この設置に関する内容に不備等がある場合は，関係各者と協議の上で変更できるものとする。（P D C Aサイクルでの取組検証）